

◆ 本郷構内の自転車・バイクの利用について

本郷地区キャンパス（浅野キャンパス及び弥生キャンパスを含む）では、良好な歩行空間の確保、自転車・バイクの効率的な整理・整頓等を行うために、平成19年度より本郷地区統一の自転車・バイクの登録制度、平成21年度より利用負担金制度を実施しています。

通学等に自転車・バイクを利用する者は、必ず許可申請を行い、許可証を各自の自転車・バイクに貼付し、交通ルールを遵守するとともに、駐輪・駐車場として指定された場所へ駐輪・駐車してください。

なお、申請資格に該当しない者は、駐輪・駐車を許可していません。

1. 申請資格

- (1) 自転車駐輪許可証（対象：自転車、電動アシスト自転車等）
 - ・本学教職員及び学生等
- (2) バイク駐車許可証（対象：自動二輪車、原動機付自転車等）
 - ・学生等で、通学距離が片道2km以上で入構する必要があると総長が認めた者
 - ・本学教職員及び学生等で、特段の事由があると総長が認めた者

2. 申請手順

- (1) 自転車駐輪許可証（対象：自転車、電動アシスト自転車等）
 - ・本学教職員及び学生等
 - スマートフォンから自転車 Web 申請登録システムに登録し、QRコードを取得後、取扱店（生協）で同コードを提示して利用負担金（学生1,000円、教職員2,500円）を支払い、許可証を受け取る。
- (2) バイク駐車許可証（対象：自動二輪車、原動機付自転車等）
 - ・本部環境課にて承認の手続きを受けてから、取扱店（生協）にて利用負担金（15,000円）を支払い、許可証を受け取る。

3. 有効期限

自転車駐輪許可証及びバイク駐車許可証共に、交付年度の年度末までとする。

4. 駐輪・駐車について

本郷地区キャンパスでは、指定した場所のみ駐輪・駐車を許可しています。指定された場所以外に駐輪・駐車している自転車・バイクは、近くの駐輪・駐車場へ移動する事があります。未登録で駐輪・駐車している自転車・バイクは東京大学本郷構内交通規則に則り、警告の上、違反自転車置場へ移動し施錠を行います。また、所定の手続きによる警告・告知等を行ったうえで、所有者が不明な自転車・バイクについては一定の保管期間の後、廃棄処分します。

5. 遵守事項

本郷構内では、以下の交通ルールを遵守してください。

- ・ 東京大学本郷構内交通規則に従うこと。
- ・ 許可証は、他人に貸与又は譲渡しないこと。
- ・ 許可証シールは自転車・バイク後方の見やすい場所に貼付すること。
- ・ 赤門、正門、弥生門を通行する際は、降車し手で押して入出構すること。(弥生門は自転車のみが対象)
- ・ 指定された場所以外には、駐輪・駐車をしないこと。
- ・ 誘導ブロック（点字ブロック）の上及び誘導ブロック周辺60cm以内には、駐輪・駐車をしないこと。
- ・ 夜間に走行する際は、照明器具を点灯させること。
- ・ 構内を車庫代わりに利用するような行為を行わないこと。
- ・ 自転車・バイクが不用になったときは構内に放置せず、自らの責任で処分すること。
- ・ 構内での事故・盗難・損害については、自ら責任を負うこと。
- ・ 騒音発生や大気汚染の防止に努めること。
- ・ 自転車・バイクを大学の工作物に、鎖・ワイヤー錠等で繋ぎとめないこと。繋ぎとめた場合、鎖・ワイヤー錠等を切断されても大学に対して一切その責任を求めないこと。
- ・ 翌年度、駐輪許可証を更新せずに2ヶ月以上放置した自転車は、所有権を放棄しその処分を大学に一任すること。
- ・ ヘルメットを着用すること。

また、通学路や普段の生活でも、自転車と歩行者、自転車と自動車の事故が増えています。交通ルールを遵守し、自分も他者も守れるよう、照明を点灯し、スピードを出しすぎないなど気を付けて運転しましょう。

詳細およびその他の交通ルールに関しては、東京大学のホームページより、本郷構内の自転車・バイク通学等 (https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/campus-life/h13_05.html) をご覧ください。